氷見市農業委員会　定例総会議事録

（平成３０年度　１０月度）

１　日　　時　　平成３０年１０月１日（月）

開会：午後１時５６分

閉会：午後２時３５分

２　場　　所　　氷見市役所Ｃ棟３階　３０１会議室

３　出席委員　　１５名

1番　中葉　　隆　 2番　道淵　　登 3番　山下　壽明

4番　円戸　敏男　 5番　六田　敏夫　 6番　上出　義美

7番　両國　明美　 8番　中嶋　知子　 9番　川上　悦男

10番　寳住　與一 11番　山下　　裕　12番　江添　良春

13番　大澤　昌弘　14番　扇谷　俊彦　15番　松村　　博

４　欠席委員　　なし

５　議　　題　　第１号議題　農地法第３条の規定による許可申請について許可を与える件

第２号議題　農地法第４条及び第５条の規定による許可申請について意見を付する件

第３号議題　事業計画の変更申請について意見を付する件

６　職務のため出席した事務局等職員

３名

局　　長　石田　貢一

主　　査　清水　徹夫

臨時職員　嵐　由佳里

７　総会の概要

（事務局）　ただいまから、平成３０年度１０月度定例総会を開催いたします。

はじめに、会長から挨拶がございます。

（会長）　　挨拶　（略）

（事務局）　ありがとうございました。

それでは、恒例であります農業委員会憲章の朗読を円戸委員の主唱に　より、皆様でお願いいたします。

………農業委員会憲章の朗読………

（事務局）　次に、本総会の議長は、氷見市農業委員会総会会議規則第４条により、会長が務めることとなっていますので、会長に議長をお願いいたします。

□議長（会長）それでは、本日の総会に付議する案件は、

第１号議題　農地法第３条の規定による許可申請について許可を与える件

第２号議題　農地法第４条及び第５条の規定による許可申請について意見を付する件

第３号議題　事業計画の変更申請について意見を付する件

です。

□議長（会長）　なお、本日は在任委員全員出席しており、総会は成立していることを報告いたします。

□議長（会長）　これより議題に入りますが、本日の議事録署名委員として、山下委員長、円戸委員にお願いいたします。

□議長（会長）　それでは、第１号議題　農地法第３条の規定による許可申請について許可を与える件について、事務局の説明を求めます。

（事務局）　　　第２号議題　農地法第３条の規定による許可申請について許可を与える件について、ご説明申し上げます。

今回の申請件数は５件、筆で、申請面積は㎡です。

番号１の申請農地は、氷見市＊＊番の田、㎡です。

譲渡人　氷見市＊＊番地（氏名＊＊）から、譲受人　氷見市＊＊番地（氏名＊＊）へ譲渡人の要望により所有権移転を行うものです。

譲受人は、申請農地の小作権を有し、長い期間耕作をしておられることから、譲渡人から譲渡の申入れがあったと伺っています。

譲受人の経営耕作は、㎡となります。

番号２の申請農地は、氷見市＊＊番ほか筆、全て田で総面積㎡です。

譲渡人　千葉県印旛郡酒々井町＊＊番地（氏名＊＊）から、譲受人　氷見市＊＊番地（農事組合法人＊＊）へ譲渡人の要望により所有権移転を行うものです。

農地所有者である譲渡人は県外在住であることから、今回の申請農地について譲受人である農事組合法人＊＊と作業受委託を結び、水稲の耕作を行ってもらっていましたが、今年の耕作が一段落したことから、今回の申請になったと伺っています。

譲受人の経営耕作は、㎡となり、取得により農地管理等におきまして、一体的、効率的な利用が見込まれると判断いたします。

番号３の申請農地は、氷見市＊＊番の田、面積㎡です。

譲渡人　千葉県印旛郡酒々井町＊＊番地（氏名＊＊）から、譲受人　氷見市＊＊番地（氏名＊＊）へ譲渡人の要望により共有持分１／７について所有権移転を行うものです。

譲渡人ほか６名の共有農地でありますが、譲渡人から譲受人へ贈与の申し出があり、今回の申請になったものです。

譲受人の経営耕作は、㎡であり、農地の共有持分の移動については問題ないものと判断いたします。

番号４及び５は、農地の地上権の設定についてです。

使用貸借の被設定者は、いずれも氷見市土地改良区で、申請農地の地下１．２ｍに農業用送水管を埋設することを目的としています。

農業用送水管の埋設は、水稲耕作を営む上で必要不可欠であることから、設定者との合意のもと、被設定者である氷見市土地改良区から申請があったものです。

なお、使用貸借の期間は、工作物の存続中とされています。

今回の案件１～３は、農地法第３条第２項各号に規定されている全部効率利用、常時農業従事、下限面積など、不許可の要件に該当しておらず、許可が相当と判断されます。

また、案件４及び５は、水稲耕作上必要不可欠である送水管の埋設に係る権利申請であることから、許可が相当と判断されます。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

□議長（会長）　事務局の説明が終わりましたので、異議又は質問のある委員は、挙手をお願いします。

……………異議なしの発声……………

□議長（会長）　異議がないと認め、第１号議題　農地法第３条の規定による許可申請について許可を与える件について、原案のとおり許可を与えることとします。

□議長（会長）　次に、第２号議題　農地法第４条及び第５条の規定による許可申請について意見を付する件につきまして、事務局の説明を求めます。

（事務局）　　　第３号議題　農地法第４条及び第５条の規定による許可申請について意見を付する件８件につきまして、説明申し上げます。

番号１、地区はです。

この案件は、農地法第５条の規定による許可申請です。

譲受人は東京都豊島区＊＊番地（宗教法人＊＊）、譲渡人は氷見市＊＊番地（氏名＊＊）、申請地は、氷見市＊＊番、地目は登記が田、現況は畑、面積は㎡です。

農地区分は第２種農地で、転用目的が、権利は所有権移転です。

番号２、地区はです。

この案件も、農地法第５条の規定による許可申請です。

譲受人は氷見市＊＊番地（株式会社＊＊）、譲渡人は氷見市＊＊

番地（氏名＊＊）、申請地は、氷見市＊＊番、地目は登記が田、現況は休耕、面積は㎡です。

農地区分は第３種農地で、転用目的が、権利は所有権移転です。

番号３、地区はです。

この案件も、農地法第５条の規定による許可申請です。

譲受人は氷見市＊＊番地（氏名＊＊）、譲渡人は氷見市＊＊番地（氏名＊＊）、申請地は、氷見市＊＊番、登記地目・現況ともに畑で、面積は㎡です。

農地区分は第２種農地で、転用目的が、権利は所有権移転です。

番号４、地区はです。

この案件も、農地法第５条の規定による許可申請です。

譲受人は氷見市＊＊番地（氏名＊＊）、譲渡人は氷見市＊＊番地（氏名＊＊）、申請地は、氷見市＊＊番、登記地目・現況ともに畑で、面積は㎡です。

農地区分は第３種農地で、転用目的が、権利は所有権移転です。

番号５、地区はです。

この案件も、農地法第５条の規定による許可申請です。

譲受人は氷見市＊＊番地（氏名＊＊）、譲渡人は氷見市＊＊番地（氏名＊＊）、申請地は、氷見市＊＊番、登記地目が田、現況は畑で、面積は㎡です。

農地区分は第１種農地で、転用目的が、権利は所有権移転です。

番号６、地区はです。

この案件も、農地法第５条の規定による許可申請です。

譲受人は氷見市＊＊番地（氏名＊＊）、譲渡人は氷見市＊＊番地（氏名＊＊）、申請地は、氷見市＊＊番、登記地目が田、現況は宅地で、面積は㎡です。

農地区分は第１種農地で、転用目的が、権利は所有権移転です。

　　　　　　　　この案件は違反転用に該当してますので、始末書が提出されています。

番号７、地区はです。

この案件も、農地法第５条の規定による許可申請です。

譲受人は氷見市＊＊番地（氏名＊＊）、譲渡人は氷見市＊＊番地（氏名＊＊）、申請地は、氷見市＊＊番、登記地目が田、現況は畑で、面積は㎡です。

農地区分は第２種農地で、転用目的が、権利は所有権移転です。

番号８、地区はです。

この案件も、農地法第５条の規定による許可申請です。

譲受人は氷見市＊＊番地（氏名＊＊）、譲渡人は氷見市＊＊番地（氏名＊＊）、申請地は、氷見市＊＊番、登記地目が田、現況は畑で、面積は㎡です。

農地区分は第１種農地で、転用目的が、権利は所有権移転です。

なお、今回の案件のうち、番号、、、については、農業振興地域整備計画における農用地区域内の農地であるため、農用地区域外へ除外手続き中です。

（引き続き、許可基準について説明）

今回付された案件につきまして、原案のとおり進達してよろしいか、ご審議のほどよろしくお願いします。

□議長（会長）　質問を受ける前に、先般＊月＊＊日に行いました＊＊委員と当該地区推進委員、事務局員による現地調査について、＊＊委員から報告を受けたいと思います。

（＊＊委員）　　先般＊月＊＊日、わたしと地区推進委員及び事務局員で実施しました現地調査の結果について報告いたします。

今回の案件いずれも、隣接地との境界が確定されていること、用排水路及び周辺農地への影響に問題がないことを確認いたしました。

また、隣接農地耕作者からの承諾書及び氷見市土地改良区からの同意書が、添付されています。

以上、今回のすべての案件につきまして、原案のとおり許可相当であると判断したことを報告いたします。

□議長（会長）　事務局の説明と＊＊委員の現地調査による報告を踏まえ、異議又は質問のある委員は、挙手をお願いします。

……………異議なしの発声……………

□議長（会長）　異議がないと認め、第２号議題　農地法第４条及び第５条の規定による許可申請について意見を付する件につきまして、原案のとおり、許可相当の意見を付して進達することとします。

□議長（会長）　次に、第３号議題　事業計画の変更申請について意見を付する件につきまして、事務局の説明を求めます。

（事務局）　　　第３号議題　事業計画の変更申請について意見を付する件１件につきまして、説明申し上げます。

申請人は氷見市＊＊番地（氏名＊＊）、申請地は、氷見市＊＊番面積は㎡、台帳地目が畑、現況は整地済です。

　　　　　　　　申請人は当初、申請地にてする予定でしたが、都合により当初の土地利用計画を見直し、することとしたため、変更申請をするものです。

　　　　　　　　この事業計画の変更申請については、平成３０年１月に、転用目的が

として許可がなされたものですが、今回、転用目的の事業計画に拡大が生じました。

　　　　　　　　事業計画変更申請が必要な場合として、転用目的変更、転用目的達成困難、転用目的事業計画の拡大、転用目的事業者の変更等があります。

　　　　　　　　なお、この案件につきましては、２号議題の番号の許可申請と同

　　　　　　　時申請となります。

　　　　　　　　この案件につきまして、原案のとおり進達してよろしいか、ご審議のほどよろしくお願いします。

□議長（会長）　事務局の説明が終わりましたので、異議又は質問のある委員は、挙手をお願いします。

……………異議なしの発声……………

□議長（会長）　異議がないと認め、第３号議題　事業計画の変更申請について意見を付する件につきまして、原案のとおり、許可相当の意見を付して進達することとします。

□議長（会長）　以上で本日の付議案件は、全て審議されました。

これで、氷見市農業委員会１０月度定例総会を終了します。

～　その他連絡事項　～